鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第３７号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成２７年鳥取市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第５条第１項中「第１９条第９号」を「第１９条第１０号」に改める。

別表第１に次のように加える。

１１　市長	知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１条の目的を達成するために児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対し都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市の長が交付する障害の程度その他の事項が記載された手帳（別表第２において「療育手帳」という。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
１２　市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の６の部中「

	身体障害者福祉法（昭和２ 法律第２８３号）による身 害者手帳、精神保健及び精 害者福祉に関する法律（昭 ６年法律第１２３号）によ 神障害者保健福祉手帳又は 障害者福祉法（昭和３５年 第３７号）にいう知的障害 関する情報（以下「障害者 情報」という。）であって で定めるもの

４年
体障
神障
和２
る精
知的
法律
者に
関係
規則

を「

	身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」に

」

改め、同表の１０の部中「（昭和３９年法律第１２９号）」を削り、同表中２７の部を２９の部とし、１９の部から２６の部までを２部ずつ繰り下げ、同表の１８の部中

「障害者関係情報」を「療育手帳関係情報」に改め、同部を同表の２０の部とし、同表の１７の部を同表の１９の部とし、同表の１６の部中「

鳥取市税条例による公的等の所得に係る個人住民特別徴収に関する事務で て規則で定めるもの

を

年金税のあっ	介護保険関係情報であって規則で定めるもの

「

鳥取市税条例による公的年金等の所得に係る個人住民税の特別徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民規則
	後期あっ
	介護で定
	健康保険関係情報であってで定めるもの
	高齢者医療保険関係情報でて規則で定めるもの
	保険関係情報であって規則めるもの

」に改め、同部を同表の１８の部とし、同表中１１の部から１５の部までを２部ずつ繰り下げ、同表の１０の部の次に次のように加える。

１１　市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
１２　市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

別表第２に次のように加える。

３０　市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。